

令和 7 年度熊本県北インバウンド誘客強化事業 業務委託仕様書

1. 業務名

令和 7 年度熊本県北インバウンド誘客強化事業

2. 委託上限金額

10,010,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 委託期間

契約日の翌日から令和 8 年 2 月 20 日まで

4. 業務趣旨及び目的

熊本県北エリアでは、TSMC の近隣町への進出や阿蘇くまもと空港国際線の新規就航などを契機に、台湾の自治体や企業との交流が活発に行われており、さらなる経済、交流の活性化が見込まれる。そこで、熊本県北エリアの 4 市町（玉名・山鹿・菊池・和水）及び熊本県（県北広域本部、玉名地域振興局、鹿本地域振興局）で構成する熊本県北観光協議会（以下「協議会」という。）では、熊本県北インバウンド誘客強化事業において「台湾×家族・親族・友人 FIT」をメインターゲットとし、レンタカーを利用したドライブ周遊による観光 PR を行うことで、県北地域の楽しみ方を周知していく。さらに、インターネットや現地旅行会社へのプロモーションを行うことで知名度を高め、台湾からの誘客を促進し、観光振興によるまちの活性化に繋げることを目指す。

本事業では、広域連携のメリットを生かし県北地域の豊かな観光資源を PR することで、台湾からの誘客を促進し観光振興によるまちの活性化を図ることを目的とする。

5. 事業内容

協議会と協議し、指示を仰ぎつつ、以下の業務内容を実施すること。なお、内容によっては、再委託又は他の事業者の協力を得て実施しても差し支えない。

（1）台湾人に向けた県北観光資源のプロモーション（旅マエ）

台湾人に向けた観光プロモーション動画を作成し、発信すること。なお、作成に当たっては、以下の点を配慮すること。

- ・台湾人 KOL 又は KOC を起用すること。
- ・動画コンテンツは令和 6 年度に協議会事業で磨き上げた体験コンテンツや県北地域の観光資源を紹介する内容とし、台湾人の好みに合うものとする。
- ・完成したプロモーション動画は KOL 又は KOC を通じて SNS 上で広く発信し、台湾における口コミや SNS 投稿といったネットワークを最大限活用することで、県北地域への誘客促進及び認知度向上につなげる。
- ・完成したプロモーション動画は協議会構成団体担当者に納品すること。

※前年度事業で磨き上げを行った体験コンテンツ詳細は別紙のとおり。

※KPIとして、台湾人インフルエンサー（KOL 又は KOC）による SNS に投稿した動画等の総リーチ数を 40 万回以上とする。

（２） レンタカー周遊によるプロモーション（旅マエ・旅ナカ）

① 県北地域のドライブ周遊マップの作成

作成に当たっては、以下の点を配慮すること。

- ・マップは繁体字版 15,000 部と日本語版 10,000 部を作成すること。
- ・マップは、広げた大きさが縦 36 cm、横 51 cm 程度とし、旅行中に折りたたんで携帯しやすいサイズ（A6 サイズ程度）で作成すること。
- ・紹介内容は単なるドライブコースの一覧ではなく、くまモンのレンタカーを使用して県北観光地域の観光スポットやグルメ等を巡る「ストーリー仕立て」とすること。
- ・マップは全体として統一感をもたせるため、原則として使用する素材は新たに撮影するものとする。

② 県北地域のドライブ周遊動画の作成

作成に当たっては、以下の点を配慮すること。

- ・台湾で知名度のあるくまモンを活用し、台湾人視聴者の興味をそそる動画とすること。
- ・動画は、SNS での配信を前提としショート動画 4 本以上、詳細動画 4 本以上作成すること。
- ・完成した動画データは各市町 HP や観光協会 HP 等でも掲載できるよう、各構成団体 HP 等に掲載可能なデータ形式で、協議会構成団体担当者に納品すること。さらに、県が台湾に設置している観光レップ等へ PR 素材として提供することで、台湾国内での県北地域の観光 PR につなげること。

（３） 台湾人向け観光プロモーション（旅ナカ）

阿蘇くまもと空港の正面出入口設置のデジタルサイネージでの観光動画の放映及びパンフレットを設置する。

実施に当たっては、以下の点を配慮すること。

- ・放映内容は、県北の観光資源を紹介する動画又は静止画のスライドショーとし、協議会担当者から動画や写真の提供を受けて編集すること。なお、本事業で作成した動画が完成次第、内容を切り替えること。
- ・設置物は、協議会市町の観光パンフレット（繁体字・日本語）とすること。
- ・事業の進捗に応じて新規のパンフレット及びドライブマップを設置すること。
- ・放映及び設置期間は 6 ヶ月以上とする。空港内でのパンフレットの在庫確認を定期的に行い、在庫状況等を各市町担当者へ連絡・補充すること。

※放映内容は委託者と協議の上、放映期間中の変更を可とする。

※内容は季節ごとに適する内容とし、県北地域がもつ四季折々の観光資源を PR できるものとする。

- ・設置期間終了後に在庫があった場合は、本事業終了後に協議会事務局へ返還すること。

（４） 受入体制の整備支援

協議会市町の観光関連事業者等を対象とした外国人観光客受入セミナーを開催する。

実施に当たっては、以下の点を配慮すること。

- ・内容は、言語重視ではなく、外国語ができなくても接客できるノンバーバルコミュニケーションや多言語ツールの

案内の他、生活習慣や文化の違いを主とした実践に活かせる内容とし、同種の実績のある講師を招聘すること。

・実施形式は対面形式とオンラインの両方で行い、事業者が参加しやすい環境を整えること。

・3 回程度開催し、延べ 50 人以上の参加とする。

(5) 体験コンテンツのプロモーション

KLOOK や KKDAY といった OTA をはじめとする台湾現地旅行会社での商品造成に向けたフォローアップを行い、誘客促進につなげる。

実施に当たっては、以下の点を配慮すること。

・令和 6 年度に造成及び磨き上げを行った体験コンテンツを中心にセールスを実施すること。

・台湾旅行会社の特性に合わせてカスタマイズし、体験コンテンツの提案を行うこと。

・台湾現地の旅行会社に対しセールスを行う上で見えてきた課題を共有すること。

※KPI として、大手旅行会社を含む 6 社以上に対し、セールスコールを 15 回以上及びニュースレターや DM の配信を 3 回以上配信する。

※KPI として、商品を 2 本以上造成し、さらに送客のためのフォローアップを行うこと。

(6) 営業管理費又はこれに相当する経費は、事業費の 10 %を上限とする。

6. 留意事項

本業務は、本仕様書によるほか、関係各種法令に準拠して実施するものとする。

(1) 受託者は、本業務の意図及び目的を十分に把握し業務を遂行するものとする。

(2) 受託者は、本業務の実施にあたり、協議会と詳細な協議を行い、協議会の承認後に業務を遂行する。なお、本仕様書は、業務の主要事項のみを示したものであるため、これらに記載のない事項であっても、業務遂行上必要と認められるものについては、責任を持って充足しなければならない。

(3) 業務の内容については、社会情勢等の変化により、変更される可能性がある。その場合は協議会、受託者の双方で改めて協議するものとする。

7. 業務実施計画書等の提出

受託者は、本業務の契約締結後、必要に応じて協議会と詳細な打ち合わせ協議を行うとともに、次の書類を提出し、協議会の承諾を受けたうえで作業を進めるものとする。

(1) 業務実施計画書

(2) 着手届

(3) 工程表

(4) その他協議会が指示する書類

8. 工程管理

受託者は、業務実施計画書に基づいて適正な工程管理を行い、業務の進捗状況を随時、協議会に報告しなければならない。

9. 損害賠償

受託者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について一切の責任を負い、協議会に発生原因及び経過等を速やかに報告し、協議会の指示に従うものとする。

10. 秘密の遵守

受託者は、個人情報保護法及び協議会構成団体の個人情報保護条例を遵守し、協議会からの借用物及び本業務の内容及び業務に係る資料を、協議会の許可なく他に公表及び貸与してはならない。

また、本業務において、受託者の社員はもとより退職後といえども業務上知り得た情報を何人にも漏洩してはならない。

11. 著作権の譲渡等

受託者は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に無償で譲渡するものとする。

12. 完了・検査

受託者は、業務完了と同時に完了届、納品書類とともに成果品を納入し、協議会の検査を受けるものとし、加除・訂正等の指示を受けた場合は速やかにその指示に従い、再度、検査を受け合格により業務を完了したものとする。なお、加除・訂正等に要する費用は、受託者の負担とする。

13. 疑義等

本仕様書に明示していない事項あるいは作業過程において疑義が生じた場合、協議会・受託者協議の上、受託者は協議会の指示に従い業務を遂行しなければならない。

14. 受託者の特定

本業務の受託者は、「協議会公募型プロポーザル方式」により特定する。

15. 成果品

成果品について、以下に示す部数を提出するものとする。

- ・業務委託報告書（印刷物及び電子データ） 2 部
- ・完成動画データ（電子データ及び DVD）1 部
- ・その他関係資料一式

16. 成果品の利用（二次利用等）

本業務による成果品の著作権は協議会に帰属するものとし、関係機関への提供など二次的な利用も可能とすること。

17. その他

(1) 業者の利用及び資材調達

協議会で発注する建設工事及び委託業務は、協議会の予算で行うことを考慮し、工事資材の発注等については、できるだけ構成市町の域内の調達（関係業者との取引）を行うこと。

また、常勤・臨時職員に限らず、できるだけ構成市町の域内からの雇用に努めること。

さらに、下請の発注についても、前段と同様に努めること。

(2) 受注者に対する暴力団等による不当介入の排除

暴力団等又は暴力団等関係者から不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、次に掲げる事項を遵守すること。なお、遵守していないことが判明した場合は、指名停止等の措置を行う。

- ① 不当介入を受けた場合は、毅然としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに捜査上必要な協力を行うこと。
- ② 警察に通報等を行った内容について書面により速やかに協議会に報告すること。また、不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じるおそれがある場合は、協議会と協議を行うこと。